

「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」
中間のまとめに対するご意見の概要と区の考え方

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
△：区において今後の事業の参考とすべきもの
☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
1	平成26年度、平成29年度と見ても、数年前から改善されていない点（需要と供給のバランスが取れていないなど）があると思う。もっとしっかり区民の声を聞いてほしい。	△	P10 計画の策定体制	本計画の策定にあたっては、学識経験者や民生・児童委員等で構成する中央区自立支援協議会や、区民が参画する4つの専門部会に意見聴取を行いながら検討を進めました。また、本計画においては、サービス利用実績、障害者（児）実態調査などで把握したニーズ、人口推計による増加率等を勘案し、サービスの必要見込量を推計しています。今後も区民の皆様の声をしっかりと聞きながら障害福祉施策を展開していきます。
2	自立支援協議会の各部会も公開としてほしい。	△	P10、P11 計画の策定体制 P153～P156 付録 資料編 自立支援協議会	中央区自立支援協議会は、原則として公開とし、会長が特に必要と認めるときは非公開とすることができると規定されています。部会については、例えば、「医療的ケア児等支援連携部会」では、区内在住の医療的ケア児への支援について具体的なケース検討などを行っており、個人情報の保護の観点等から公開できない内容もあることから、公開としておりません。
3	近年、日本橋地区は児童数が急増しているが、日本橋地区に特別支援学級を増やす計画はないのか。難しいのであれば、送迎バスなど、明石小学校の特別支援学級やゆりのきへ、安心して通える交通手段の拡充をお願いしたい。	△	P25 障害児を取り巻く現状 ③特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒数	日本橋地区の児童が通う明石小学校の特別支援学級のここ数年の学級数は、3学級で推移しています。将来的には、学齢人口の増加に伴い、特別な支援を必要とする児童も増えることが予想されるため、特別支援学級に在籍する児童の推移を見守りながら、特別支援学級を新たに開設する時期や学校について検討を進めています。また、現在、日本橋地域から特別支援学級に通う児童に対する通学支援は、一人一人の障害の内容、教育的ニーズや保護者の意向を考慮し、今後も引き続き、送迎の支援を行っていきます。
4	日本橋地域および晴海地域（2024年開設予定の晴海五丁目新設小中学校）にも特別支援学級を開設し、障害のある子どもたちが地元で学べる環境整備をしてほしい。	△	P25 障害児を取り巻く現状 ③特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒数	学齢人口の増加に伴い、日本橋地域及び晴海地域に住む特別な支援を必要とする児童の増加を予想しています。特別支援学級に在籍する児童の推移を見守り、適正な学級編成、教室や教員の確保に努めていきます。なお、晴海五丁目に新設する小中学校には、特別支援学級の設置に向け準備を進めています。

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
 △：区において今後の事業の参考とすべきもの
 ☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
5	放課後の居場所として各学校にある「プレディ」にも、専門の知識を持った支援員を配置する等のサポートが必要ではないか。例えば、文部科学省が推進している「学校と地域で作る学びの未来」など他区にある「地域未来塾」はグレーゾーンの放課後の居場所として「地域包括ケア」につながると思う。	△	P42 (3) 子どもの育ちや発達の相談に関する実態調査の結果概要	プレディの事業運営に従事する指導員は、教員免許、看護師、保育士または児童指導員任用資格を有する者が当たっており、また、必要に応じ指導員を加配するなど、支援が必要な児童のサポート体制を充実させています。 現在、こうした児童が安全・安心に楽しくプレディを利用できるように、利用前に保護者と支援が必要な児童の支援方法等について相談し、双方で確認・了解した上で利用をお願いしています。 また、利用開始後も担任の先生等と情報を共有しながら、プレディでの指導にあたっています。
6	「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」という基本理念でありながら、全体的に具体的な内容に不明な点が多く非常に分かりづらい。また、問題に対しての解決策が不十分な気がする。分かりやすくするために今後どのような書き方や工夫をするか教えてほしい。	△	P73 計画の基本的考え方	本計画の策定にあたっては、中央区自立支援協議会および各部会に意見聴取を行いながら、表現を改めたり、図表化したりすることで、分かりやすく読みやすい計画書の作成を進めてきました。また、本計画の概要をまとめた「わかりやすい版」についても、作成を進めております。今後も、誰もが読みやすく分かりやすい計画の策定に努めていきます。 なお、本計画の第2部では施策ごとに主な取組の内容を、第3部では、サービス見込量および確保のための方策について具体的に記載しています。
7	相談支援体制の認知度が低いのを問題視しているが(P62)、具体的な解決策を述べてほしい。 また、基幹相談支援センターは、当事者でさえ知らない人が多すぎるので、認知度を上げるためにどうするのが良いと考えているか。	□	P77 施策1 相談支援体制の充実	本計画の施策1「相談支援体制の充実」(P77)において、保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が関係機関や事業者などと密接な連携を図りながら相談支援体制の充実に取り組みとともに、認知度が低い現状を踏まえ、基幹相談支援センターを含む各センターが機能や役割について、広報紙やホームページ、講演会等の機会に分かりやすい周知に努め、利用の促進を図ることとしています。
8	障害のある方が、高齢化に伴い「地域包括支援センター（おとしより相談センター）」で総合的・包括的な相談を受けられるよう体制整備を求める。	□	P77 施策1 相談支援体制の充実	おとしより相談センターと引き続き連携を図り、高齢障害者の相談支援体制の構築を図っていきます。
9	新型コロナウイルス感染症予防による外出自粛に伴い、体力等の低下や精神的な影響を把握し、対策を講じることを求める。	△	P79 施策2 生活を支えるサービス等の充実	本区ケースワーカーによる相談やケース会議などにより、コロナ禍における情報収集を図るとともに、相談支援事業所と連携して、必要なサービス提供に努めていきます。

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
 △：区において今後の事業の参考とすべきもの
 ☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
10	<p>「医療的ケア児等支援連携部会」及び「医療的ケア児就学コーディネーター」を中心に医療的ケア児の就学支援、小学校・中学校へ、場合によっては看護師を配置するなどして、通える支援をお願いします。</p>	□	<p>P81 施策3 育ちを支えるサービス等の充実</p>	<p>本計画の施策3(P81)に記載のとおり、現在、「医療的ケア児等支援連携部会」では、医療的ケア児が身近な地域に必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携を行う支援体制づくりに取り組んでいます。教育委員会や幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の関係者も参加しており、就学支援にも資する連携が図られています。また、子ども発達支援センターの「医療的ケア児等コーディネーター」も子どもの発達や成長に合わせて支援を切れ目なくつなげる仕組みづくりなどに取り組んでいます。 なお、医療的ケア児が区立学校に通学する場合は、保護者と連携、協力しながら、安全で安心して学ぶことができるように支援していきます。</p>
11	<p>今回の計画には障害児の親への支援についての記述がない。子ども発達支援センター幼児室の母子分離クラスでは子どもへの接し方や障害の知識を学べるような機会はなく、保護者同士の繋がりを促すような取組もない。計画の中に「親への支援」という視点が必要だと思うが、どのような対応を考えているか。</p>	□	<p>P81 施策3 育ちを支えるサービス等の充実</p>	<p>本計画の施策3(P81)では、「育ちに支援が必要な子どもや障害のある児童が、健やかに成長し、家族とともに安心して暮らせるよう」施策を推進するとしており、子どもを支援するすべての取組が同時に家族をも支援する取組として、「親への支援」という視点を備えたものと考えています。 なお、幼児室(分離クラス)では、保育士が子どもに接する内容について保護者が見学できるほか、個別相談にも随時応じています。また、保護者同士のつながりを求めることは、すべての保護者に共通のものではないことから、保護者会などを通じて自主的なつながりが促進されることが望ましいと考えています。</p>
12	<p>重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は最低限1カ所で充分なのか。区の施策・サービスへの満足度については、医療的ケア児の保護者では「やや不満」と「非常に不満」の合計が6割台という記述がある。実際に起きている問題にどのように対応していくのか。</p>	□	<p>P81 施策3 育ちを支えるサービス等の充実 P106 成果目標 ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数</p>	<p>成果目標については、国の基本指針や地域の実情などを踏まえて設定しており、例にあげられた重症心身障害児を支援する事業所は、全国的に求められている少なくとも1事業所の整備を数値目標としています。ご指摘のとおり、医療的ケア児の支援については、まだ十分とは言えません。このため、本計画の施策3(P81)に記載のように、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域に必要な支援を受けられるよう、関係機関が対象者数やニーズなどの情報を共有し支援体制づくりを進めるとともに、多分野にまたがる支援を切れ目なくつなげる仕組みづくりに取り組んでいます。</p>

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
 △：区において今後の事業の参考とすべきもの
 ☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
13	地域生活支援拠点の整備について、これは最低でも1カ所整備(P104)ということか。必要があれば1カ所以上整備することも考慮しているか。	□	P83 施策4(1)地域生活支援拠点の充実 P104 成果目標 (2)地域生活支援拠点等の整備	本区における地域生活支援拠点は、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制である「面的整備型」の整備に取り組んでおり、必要な機能を担う事業者の登録が進んでいます。今後は、機能強化に向け事業者のさらなる参画を促進するとともに、相談や居住支援のための機能を集約した「多機能拠点整備型」の整備に取り組むなど、取組の充実を図ります(P83)。
14	精神障害者を「地域で見守る」方策は重要だと思うが、「施策10心のバリアフリーの推進」(P97)などを見ても2023年度までの目標と確保の方策として、まったく不十分に感じる。理念的なものでもよいので方法論的なものを方策として書き加えてほしい。	□	P83 施策4(4)精神障害者支援のための関係機関との連携	本計画では、精神障害者が病院から安心して地域生活に移行できるよう、関係機関が連携を図りながら、地域生活を支える体制強化の推進を掲げています(P83)。また、現在においても自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」にて「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な協議を行っています。
15	「レスパイトケア」が精神障害など全ての障害のある方に適用できるようにお願いしたい。	△	P83 施策4 安心して住み続けるための支援の充実	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業は、日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児(者)の健康保持および家族の介護負担軽減等を目的としており、精神障害は対象としておりませんが、レインボーハウス明石の短期入所や障害者地域活動支援センター「ポケット中央」交流室のご利用が可能です。
16	高校を卒業後、すぐに就職するよりも、高等教育をさらに受けることができるようにし、その後就労へと結びつくように学びの継続を支援することを求める。	△	P87 施策6 就労支援の充実	障害者就労支援センターや特別支援学校等関係機関と連携し、就労に関する相談支援を行っていくとともに、障害福祉サービスを活用して就労の定着を図っていきます。
17	「本の森ちゅうおう」整備に伴い、障害があっても一生涯学び続けられる生涯教育の充実をしてほしい。また、「生涯教育推進計画」を策定し、障害のある方への生涯教育を体系的に整備する計画立案もお願いしたい。	□	P89 施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	本計画では、施策体系の中で新たに「多様な活動の機会確保や参加の支援」を加え、生涯を通じて学習や文化・スポーツ活動等の多様な活動に参加できるよう、機会の確保や環境づくり等を推進するとしています。
18	デジタル・ディバイドが起こらないように、また、ICTが有効に使えることができるようなアドバイザーを派遣できる体制整備をお願いしたい。	☆	P89 施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	東京都障害者IT地域支援センターにおいて、IT利用相談やITサポーター(ボランティア)による訪問支援、センターでの体験実習等、障害者に対するIT利用支援を行っています。

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
 △：区において今後の事業の参考とすべきもの
 ☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
19	<p>子ども発達支援センターゆりのきのPT・OT・ST・心理の待機の発生をどのように解消していくのか。</p> <p>また、専門卒の充実、療育面の強化など資質の向上についても同時に考えてほしい。</p> <p>また、ゆりのきの各コーディネーターについて、当事者がその存在を知らない、話せないと思っている人が多く、連携がとれていないのではないか。</p>	△	P90 施策8「育ちのサポートシステム」の推進	<p>子ども発達支援センターでは、専門職を増員し、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）の個別療育と心理面接、集団療育の定員や回数の増加を図っており、現在、初回面接後の療育等で待機されている方はいません。</p> <p>療育に関わる職員については、専門研修への参加のほか、専門講師による定期的なスーパービジョン（教育）や学識経験者による個別ケースへのアドバイスなどを通じて、スキルの向上に取り組んでいます。</p> <p>また、保健、福祉、教育の各コーディネーターは、その分野に精通した専門職で子どもに関わる多機関との連絡調整を行っています。今後ともコーディネーターの存在や役割についての周知に取り組みます。</p>
20	<p>育ちのサポートシステムについて、システム自体はとても良いと思うが、教育とも連携しているということをもっと周知すべきではないか。また、多様性という部分でどのように推進し、当事者に分かりやすく伝えているか教えてほしい。</p>	□	P90、P91 施策8「育ちのサポートシステム」の推進	<p>子ども発達支援センターでは、子どもの発達の多様性を重視し、一人一人に合った適切な支援を行うため、保健、福祉、教育の各コーディネーターが支援情報を記載した「育ちのサポートカルテ」を引き継ぎながら各現場との連絡調整を行っています。教育との連携では、個別の教育支援計画と「育ちのサポートカルテ」を共通のツールと位置付け一貫した支援を推進しています。</p> <p>また、周知については、リーフレットの配布、広報紙やホームページへの掲載、定期的な保護者説明会などを通じて行っており、今後とも分かりやすく伝わるよう普及啓発に努めていきます(P90、P91)。</p>
21	<p>「育ちのサポートカルテ」を知らない方が多いのでその有用性を説明し、広く活用できるようにしてほしい。小児科かかりつけ医、保育園・幼稚園、療育施設、子ども発達支援センターゆりのきの横の連携強化を図ってほしい。</p>	□	P90、P91 施策8「育ちのサポートシステム」の推進	<p>本計画の施策8(P90、P91)において、保護者と教育・医療・保健・福祉などの関係機関が連携して「育ちのサポートカルテ」を作成し、支援の一貫性が途切れないよう、子ども発達支援センターのコーディネーターが連絡調整を図りながらカルテの引き継ぎを行っていくこと、また、「育ちのサポートカルテ」を普及させ、円滑な運用を図るため、定期的な保護者説明会などを開催することとしています。</p> <p>こうした取組を通じて、「育ちのサポートカルテ」の有用性について広く普及啓発を図るとともに、保健、医療、福祉、教育などの横の連携の強化に取り組んでいきます。</p>

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
 △：区において今後の事業の参考とすべきもの
 ☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
22	誰もがともに暮らせるまちづくりの一つとして「手話言語条例制定」のための取り組みを入れてほしい。	△	P97 施策10 心のバリアフリーの推進	平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されましたが、本区では、手話講習会や意思疎通支援事業のほか、区のおしらせや「障害者サポートマニュアル」を通じて、手話の普及啓発に取り組んでいます。条例の制定については予定しておりませんが、今後とも、都と連携を図りながら手話言語の普及啓発に取り組めます。
23	手話言語条例を制定し、手話の広がりをサポートすることを求める。	△	P97 施策10 心のバリアフリーの推進	平成30年10月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されましたが、本区では、手話講習会や意思疎通支援事業のほか、区のおしらせや「障害者サポートマニュアル」を通じて、手話の普及啓発に取り組んでいます。条例の制定については予定しておりませんが、今後とも、都と連携を図りながら手話言語の普及啓発に取り組めます。
24	世田谷区や豊島区にあるようなインクルーシブ公園を新設してほしい。健常者の理解を得るためには障害のある子もない子も楽しく交流できる場があるべきだと思う。また、障害のある子供が伸び伸びと遊べる場所が東京には少ないので、他の区よりも率先して動いてもらいたい。	△	P99 施策11 (3) 人にやさしい空間づくり	障害の有無や世代にかかわらず、誰もが安全に安心して楽しむことのできる公園を整備することは、必要であると認識しています。インクルーシブ公園の整備については、先行事例の情報収集や、専門的な技術の研究に努めるとともに、本区の地域特性などを踏まえた整備のあり方を検討していきます。
25	公衆トイレについて、目の不自由な方にも音声化して案内したり、ドアの自動ボタンの位置を画一化するなど、全ての障害のある方にバリアフリーとなる設計をお願いしたい。	△	P99 施策11 (3)人 にやさしい空間づくり	現在、本区では、道路や公園等に84カ所の公衆便所を設置しています。バリアフリー法や東京都福祉のまちづくり条例などの関係法令に則り設計を行い、誰もが安全に利用できるようにバリアフリー化を推進しています。音声案内および自動ドアについては、現在の公衆便所の設計では採用していません。今後の公衆便所の整備に当たり、ご意見を参考とさせていただきます。
26	点字ブロックは道の真ん中に整備をお願いしたい。また、自転車道の段差解消も進めてほしい。	□	P99 施策11 (3)人 にやさしい空間づくり	本区においては、点字ブロックの適切な場所への設置や道路の段差解消など、障害者の安全・安心が確保できるようバリアフリー化を推進しています。

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
 △：区において今後の事業の参考とすべきもの
 ☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
27	バリアフリーのまちづくりにおいて、都市整備部や環境土木部と、障害者福祉課や自立支援協議会が情報交換・連携できる体制整備をお願いしたい。また、バリアフリーマップの作成と更新も引き続きお願いしたい。	□	P99 施策11(3)人にやさしい空間づくり	本計画では、「施策11 安全・安心なまちづくりの推進」(P99)において、公共施設・道路・公園・公衆便所などのバリアフリー化の推進を掲げており、関係部署との連携体制を整備しております。また、バリアフリーマップについては、二年に一度の更新を予定しています。
28	中央区の人口の増加から施設利用者は増えることが見込まれるものと思うが、福祉施設の入所者数に関する令和5年度の目標が、令和元年度末時点から「変更無し」(P103)というのは先を見ていないものと思う。72人という数字を2023年まで維持することのメリットとデメリットを示してほしい。	□	P103 成果目標 ②施設入所者数に関する目標	国の計画に係る基本指針では、施設入所者数の削減が求められています。目標は、地域の実情等を踏まえて設定するものですが、実際に施設入所されている方の高齢化や障害の重度化等により、地域移行は難しい状況です。こうした実情を踏まえ、施設入所者数については現状維持を目標に掲げています。 なお、地域生活への移行については、本人の意向を踏まえた上で、施設と連携した取組を進めるなど、目標達成に努めていきます。
29	視覚障害の方の外出支援の広がりをお願いしたい。また、携帯アプリなどの位置情報のナビゲーションが的確になされるように技術開発の支援もお願いしたい。	☆	P117 障害福祉サービスの実績と見込量の設定 ③同行援護	視覚障害者の外出支援として同行援護サービスを実施しているほか、福祉タクシー利用券の給付や「中央区バリアフリーマップ」の作成、配布を行っています。アプリ等の技術開発支援については、区として行う予定はございませんが、引き続き視覚障害者の外出支援に取り組みます。
30	障害児(者)が増加傾向であるが、特別支援学校卒業後の受け入れ体制(生活介護施設など)は整っているか。受け入れについての計画が知りたい。民間委託施設などを誘致してもっと選択肢を増やしてほしい。	□	P119 障害福祉サービスの実績と見込量の設定 ①生活介護	生活介護について、令和2年度の利用者実人数は月98人で、令和5年度は月107人に増える見込みを立てています(P119)。これには、福祉センターのほか、施設に入所して日中活動で利用している人数も含まれています。主に特別支援学校の卒業生を受け入れている福祉センターの成人室は、平成30年度に施設改修に合わせ生活介護(法定事業)に移行し、一日の定員を25人から40人に増やしました。現在、登録者は32人ですが、一日の平均利用人数は約20人台で推移しており、計画期間を含む当面の間は受け入れが可能となっています。民間委託施設などの誘致については、今後のニーズを見ながら判断していきます。

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
 △：区において今後の事業の参考とすべきもの
 ☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
31	<p>療養介護の「計画値」(P122)とは何を基準に算出しているのか。就労も含め、民間の事業者との協力を検討することはないのか(B型就労施設など)。 短期入所(P123)について、障害児向けの施設の導入を検討しているか。 グループホーム(P124)については、現状待機と聞いているが、この数字はどのように算出したのか。</p>	□	P122～P124 障害福祉サービスの実績と見込量の設定	<p>療養介護のサービス見込量の計画値については、過去の実績値を勘案して算出しています。 また、療養介護や就労支援などの障害福祉サービス等については、民間活力の活用、民間との連携を図りつつ、提供体制の確保に努めています。 短期入所については小学校就学年齢以上を対象としており、区内ではレインボーハウス明石をご利用いただいております。障害児向け短期入所施設については、現時点で検討はしていません。 共同生活援助(グループホーム)のサービス見込量の計画値については、過去の実績値を勘案して算出しています。</p>
32	<p>相談支援について、最近は個人で計画を立てている人がいるように、グレーゾーンの人が負担を負っており、現状はすでに決壊していると思う。中央区の計画相談支援の事業所を増やすことは難しいか。</p>	□	P126 障害福祉サービスの実績と見込量の設定 ①計画相談支援	<p>計画相談支援は、障害者等の増加に伴い利用が増加しており、本区では、相談員を増員するなどの対応を行っています。今後とも区内で開設する新たな相談支援事業所の確保を行っていくとともに、既存の事業所に対しても相談員の増加を働きかけるなど、見込量の確保に努めていきます。</p>
33	<p>障害児福祉サービスの施設利用における「計画値」とは何を基準に算出しているのか。保育所のように、実際の待機数に対しての目標にできないのか。 また、第6期令和5年度の計画値について、児童発達支援(P128)は令和2年度の2倍以上、放課後等デイサービス(P129)は1.5倍以上となっているが、どのように達成するかの方策を教えてください。</p>	□	P128、P129 障害児福祉サービスの実績と見込量の設定	<p>サービス見込量の計画値については、過去の実績値を勘案して算出しています。区ではサービスの支給決定を行っていることから、支給決定者数については把握可能ですが、待機者数については、定義がないことなどから数値を把握していません。 障害児通所支援等については、第4期、第5期とも実績値が計画値を上回る状況となっていることから、第6期においては第5期の実績値をもとに計画値の推計を行いました。区内には令和2年11月1日時点で、民間の児童発達支援事業所が4カ所、放課後等デイサービス事業所が7カ所ありますが、引き続きサービス提供事業者との連携・調整を図り見込量の確保に努めるとともに、参入の呼びかけを行いサービス提供体制の確保に努めていきます。</p>

(取扱い) ○：計画に反映するもの □：計画に盛り込まれているもの
 △：区において今後の事業の参考とすべきもの
 ☆：採用には至らないと判断したもの ー：その他

NO.	ご意見の概要	取扱い	該当箇所	区の考え方
34	障害児福祉サービスに関して、民間の施設を増やす取組は考えていないのか。民間の力も借りながら、療育を受ける場をもっと増やしてほしい。 また、需要と供給のバランスを取るといった記述があるが、ニーズを知るための打開策はあるのか。	□	P128～P130 障害児福祉サービスの実績と見込量の設定	障害児通所支援等については、第4期、第5期とも実績値が計画値を上回る状況となっていることから、第6期においては第5期の実績値をもとに計画値の推計を行いました。区内には令和2年11月1日時点で、民間の児童発達支援事業所が4カ所、放課後等デイサービス事業所が7カ所ありますが、引き続きサービス提供事業者との連携・調整を図り見込量の確保に努めるとともに、参入の呼びかけを行いサービス提供体制の確保に努めていきます。 また、保健所・保健センター、保育所・幼稚園、子ども発達支援センター、教育センターなど区の関係部署や障害児相談支援事業所など関係機関との連携によりニーズ把握に努めていきます。
35	成年後見制度、特に法人が成年後見人になる制度の充実を求める。	□	P136 地域生活支援事業の実績と見込量の設定 (5)成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業については、ニーズの把握に努めながら、中央区社会福祉協議会成年後見センター「すてっぷ中央」と連携し、令和5年度からの実施に向け検討します。
36	電話リレーサービスを新たに意思疎通支援事業として盛り込んでほしい。	☆	P137 地域生活支援事業の実績と見込量の設定 (6)意思疎通支援事業	電話リレーサービスは、(一財)日本財団電話リレーサービスが実施運営しているサービスであり、区の事業として行う予定はありませんが、引き続き意思疎通の円滑化に向けた取組を促進します。
37	要約筆記者派遣の見込量(P137)において、第6期の計画値が第5期より低く設定されていることに異議がある。区行事に対する要約筆記者の配置はほとんどなされていないので実績を積む努力がほしい。利用登録者は多くないが潜在利用者を考慮すべきである。	△	P137 地域生活支援事業の実績と見込量の設定 ②要約筆記者派遣	第6期の計画値については、第4期から第5期の実績値をもとに算出しています。当該事業は実績値が減少傾向にあるため、第6期の計画値は第5期の数値よりも減少しています。また、区行事への配置は、参加者からのご要望がありましたら、事業課と協議し、派遣について検討を重ねていくとともに、引き続き区ホームページや区のおしらせを通して、周知に取り組んでいきます。